

熊谷市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小林 哲也

規則第 4 1 号

(別紙)

熊谷市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条の4中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。